

令和7年度 大規模スポーツ大会の誘致等に関する調査事業にかかる 企画提案公募要領

大阪府では、「第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】（令和7年3月）（※1）」に掲げる大阪府のスポーツと組み合わせた観光・地域づくり等の推進によるスポーツツーリズムの普及や、海外、府外から相当数の参加者が見込まれる大規模スポーツ大会（※2）の誘致等を行うため、必要な条件等について、調査分析を行い、制度の策定支援業務を行う「令和7年度 大規模スポーツ大会の誘致等に関する調査事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

（※1）：「第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】（令和7年3月）」は、大阪の魅力的なスポーツ資源を最大限に活用し、スポーツのもつ「楽しさ」をキーワードに、スポーツによる健康づくりやスポーツツーリズムの推進等に重点を置いて、今後5年間（令和4年度から令和8年度まで）のスポーツ施策を戦略的に推進していくための具体的な方向性を示したもの

（※2）：それぞれの競技によるが、国内・国際スポーツ大会にかかわらず概ね観客数 **5,000** 人以上または参加国数5か国以上が見込まれる規模の大会を想定

1 事業名

令和7年度 大規模スポーツ大会の誘致等に関する調査事業

（1）事業目的・概要

別紙「仕様書」のとおり

（2）予定契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火曜日）まで

（3）委託上限額

10,329,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 スケジュール

令和7年4月9日（水曜日）午後 2 時	公募開始
令和7年4月 16 日（水曜日）午前10時から 令和7年4月 22 日（火曜日）午後5時まで	説明会開催 （インターネットによる動画配信） ※申込は令和7年4月 21 日（月曜日）午後5時まで
令和7年4月 23 日（水曜日）午後5時	質問受付締切
令和7年5月 9 日（金曜日）午後5時	提案書類提出締切
令和7年5月中旬頃	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和7年5月下旬頃	契約締結・事業開始
令和8年3月31日（火曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

(3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること

(4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 大阪府を当事者の一方とする契約(大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合

等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年4月9日(水曜日)から 令和7年5月9日(金曜日)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室
スポーツ振興課 スポーツ振興グループ
住所：大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎 37階
電話番号：06-6210-9308



ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、スポーツ振興課ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp//o070110/sportsshinko/cyosa/cyosakobo.html>)からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和7年4月9日(水曜日)から 令和7年5月9日(金曜日)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

オ 提出方法

書類は、「4.(1)イ受付場所」に持参してください。持参する場合は事前にご連絡ください。郵送による提出も可とします。配達までの送達過程が確認できる郵便(簡易書留等)により提出してください。【5月9日(金曜日)必着】

(上記以外の方法(メール等)による提出は受け付けません。)

【送付先】

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階

大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室 スポーツ振興課 スポーツ振興グループ

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1:正本1部、副本(コピー可)8部)

イ 企画提案書(様式2:正本1部、副本(コピー可)8部)

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください。
企画提案書の下部には、通しページ番号を付けてください。

ウ 応募金額提案書(様式3:正本1部、副本(コピー可)8部)

※積算内訳を別途提出してください。(様式自由:正本1部、副本(コピー可)8部)

エ 事業実績申告書(様式4:正本1部、副本(コピー可)8部)

※上記様式4に加え、別途、過去に実施した類似の業務実績がある場合は、別途提出してください。

(様式自由:正本1部、副本(コピー可)8部)

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書(様式5:1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式6:1部)

③委任状(様式7:1部) ※押印必須

④使用印鑑届(様式8:1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9:1部) ※押印必須

キ 事業実施体制の組織表(様式自由:正本1部、副本8部、各構成員の役割分担等が明示されているもの)

【添付書類】(正本1部を提出してください。共同企業体は全ての構成員分を提出してください)

ク 定款又は寄付行為の写し(1部、3ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの)

ケ ①法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ 納税証明書(各1部、未納がないことの証明:発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可)

①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・大阪府内に事業所がない場合、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

シ 障害者雇用状況報告書の写し(1部)

①常用雇用労働者数が40人以上の事業所の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主(常時雇用労働者数が40人以上)に義務化されている「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の写し

・令和6年6月1日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提

出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

②常用雇用労働者数が40人未満の事業所の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式 10）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りする等して、提出してください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。

応募書類のうち様式1～4については電子媒体（USBメモリ等）での提出もお願いします。

エ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入してください。副本は、表紙・背表紙ともに不要です。

<記入例>「令和7年度 大規模スポーツ大会の誘致等に関する調査事業」提案書

株式会社〇〇（事業者名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会（インターネットによる動画配信）

本事業の詳細に関する説明動画（約 30 分）をインターネットで配信します。提案予定者は可能な限り視聴してください。

(1) 配信及び配信日時

令和7年4月16日（水曜日）午前10時から令和7年4月22日（火曜日）午後5時まで

(2) 視聴申込方法

大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課（メールアドレス：

sportsshinkopropo@gbox.pref.osaka.lg.jp）あてに電子メールにてお申し込みください。

ア 電子メールの件名は「【説明会申込】（事業者名）大規模スポーツ大会の誘致等に関する調査事業」としてください。

イ 電子メール本文に①事業者名、②担当者の所属・氏名、③連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入してください。

ウ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9308）をお願いします。

（土曜日、日曜日を除く午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。）

エ 電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。質問がある場合は、「6 質問の受付」の方法により提出してください。

オ 申込メールの到達確認後、配信日時までに、説明会動画視聴用 URL を送信します。説明会動画視聴用 URL が届かない場合は、電話連絡をお願いします。

カ 応募にあたっての説明会の参加は必須ではありません。

(3) 説明会への視聴申込期間

公募開始日から令和7年4月21日(月曜日)午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年4月 **23** 日(水曜日)午後5時まで

(2) 提出方法

「令和7年度 大規模スポーツ大会の誘致等に関する調査事業」質問票(様式 **11**)により、電子メールで受け付けます。(メールアドレス:sportsshinkopropo@gbox.pref.osaka.lg.jp)

ア 電子メールの件名は「(事業者名)大規模スポーツイベント等の誘致等に関する調査事業 質問」としてください。

イ 電子メール送信後、必ず電話連絡(**06-6210-9308**)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 **10** 時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

ウ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

エ 質問への回答は文化・スポーツ室スポーツ振興課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

(電話等による問い合わせにも回答しません。)

(スポーツ振興課 **HP** :

<https://www.pref.osaka.lg.jp//o070110/sportsshinko/cyosa/cyosakobo.html>)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーションの審査では、事前に提出した応募書類以外の資料等を使用することはできません。また、パワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、**100**点満点中 **60**点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
事業内容に関する提案について (事業の目的・内容の理解度)	<p>(1) 現状分析及び事例調査、課題等の整理・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状分析及び課題抽出について、多面的な視点により分析できるよう、独自のノウハウや知見を活かせる調査項目を設定するなど、具体的な内容の提案となっているか。 ・調査分析の進め方や手法及び内容(調査項目、調査方法、対象範囲、サンプル数等)について、政策提言のエビデンスとするために独自のノウハウや知見を活かして仕様書で府が指定した項目以外の必要な項目も設定したうえで、具体的な内容の提案となっているか。 ・データは、計量学的に正しく、平易でわかりやすいものとなっているか。 ・課題等の抽出スキーム・整理・分析方法等について、独自の知見やノウハウを活かして、課題整理のあり方や分析手法の具体的な内容の提案となっているか。 ・幅広い競技等や大会種別など、具体的な内容の提案となっているか。 	25点	70点
	<p>(2) 政策提言(今後の取り組むべき支援の方向性の提案及び誘致・開催等支援制度策定にかかる効果的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で提案を求める事項(1)から(3)の調査・分析結果を踏まえ、新規性やインパクトがあるか。 ・提案事業者の強み(企業ネットワーク等)を活かした実現可能性が高く効果的な支援制度の提案を含むものとなっているか。 ・第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】の基本理念を踏まえ、府が推進しているスポーツツーリズム等の施策と整合性のとれた提案となっているか。 	30点	
	<p>(3) 支援制度(支援体制等)等の策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業者の強み(企業ネットワーク等)や専門的な独自の知見・ノウハウを活かし、政策提言に盛り込んだ支援制度の実施に向けた、助言や制度設計の支援を行う具体的な手法や体制が提案されているか。 	15点	
事業の実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者が配置され、業務を確実に実施するための適切な役割分担のもと、必要な人員体制が確保された、事業実施体制が提案されているか。なお、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記(所属、役職、業務実績等)すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関する提案となっているか。 ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み(企業ネットワーク、コンサルティング経験、類似の運営実績、調査実績、専門知識に精通し経験、能力を有するスタッフの有無など)があるか。大規模スポーツ大会の誘致・開催等の支援に精通している人員については、求める能力を有することがわかるよう、氏名・職務経歴等が明記されているか。 		20点

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の進め方の全体的な方針、目標等が示されており、それを踏まえたスキームが具体的に提案されているか。また、検討スケジュールが現実的かつ効果的なものとするために、業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュールの提案となっているか。 ・平成29年4月1日以降、本事業の公示日までに履行した類似の業務（例：大規模スポーツ大会の誘致等に関する調査事業に係る企画業務）の実績がある場合には、その詳細が分かる資料を別途提出されているか（様式自由）。 ・調査の内容や調査収集した情報の管理などについて、コンプライアンスの点から適切なものになっているか。また、提案内容の実現可能性が高く、本事業の実施に耐えうる経営・財務状況となっているか。 	
障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者全体において、常用労働者 40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。 ※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。 	5点
価格点	<p>《価格点の算定式》</p> <p>満点(5点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</p> <p>(上記計算式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する)</p>	5点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 最優秀提案事業者（契約交渉の相手方）が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全提案事業者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を文化・スポーツ室スポーツ振興課ホームページ(※)において公表します。応募が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

(※)スポーツ振興課 HP

<https://www.pref.osaka.lg.jp//o070110/sportsshinko/cyosa/cyosakobo.html>

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
*品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式12)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行が

ないと認めるとき)。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puopo.html